

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに係る検討の進め方について（案）

1. 検討の背景

- 気候変動枠組条約（1992年5月採択、1994年発効）の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な排出削減の第一歩として1997年12月に採択され、2005年2月に発効した京都議定書において、我が国は、法的拘束力を持つものとして、温室効果ガスを基準年（1990年）比6%削減することを約束している。この約束の達成に向けて、昨年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に基づき、現在、関係省庁が中心となって地球温暖化対策が進められているところである。
- 京都議定書目標達成計画においては、その実効性を確保するため、「2007年度に、本計画の定量的な評価・見直しを行い、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずる」ものとされている。この定量的な評価・見直しは、その結果が第1約束期間の排出量・吸収量に直結するものであることを踏まえれば、対策・施策の進捗状況を厳格に評価し、6%削減約束を確実に達成できる内容とする必要がある。
- したがって、計画の評価・見直しに当たっては、総合的に、かつできるだけ深い検討を行う観点から、10月25日に開催された産業構造審議会環境部会地球環境小委員会、10月27日に開催された中央環境審議会地球環境部会において、合同会合によるヒアリングの実施等、極力両審議会が連携して検討を進めることが適当との方針が了承された。この方針に基づき、両審議会において実効ある対策・施策の検討を進めていくこととする。

2. 検討内容

- 今回の評価・見直しにおいては、以下の検討を行うこととする。
 - ① 我が国の排出実態の把握とその増加要因の検証を行う。
 - ② 現行計画に規定されている約60の対策に関し、進捗状況の把握と今後の見通しについて検証し、目標達成の可能性について定量的な評価等を行う。
 - ③ ①及び②の評価結果を踏まえ、追加又は強化が必要な対策の洗い出し及びその実効性の定量的な検討等を行う。
- 上記の検討に当たっては、我が国の温室効果ガスの排出状況をきめ細かく把握するとともに、実効ある対策の追加や強化を検討するため、合同会合においては、例えば次のように、きめ細かな実態把握等を行う。

①家庭

- ・ 冷房、暖房、給湯、動力等のエネルギーの用途別
- ・ 機器（家電）、住宅（建築物、システム）の別

②業務

- ・ 事務所ビル、流通等の業態別
- ・ 業務用機器、建築物の別

③運輸

- ・ 貨物、旅客の目的別
- ・ 自動車、鉄道等輸送形態別

④産業・エネルギー転換

- ・ 業種別
- ・ 技術開発、規制等の政策対応別

⑤代替フロン等3ガス、非エネルギー起源CO₂等

- ・ 半導体製造時、ガス製造時等の排出形態別
- ・ 排出削減の施設別

- 関係者の多様な意見を汲み上げ、上記のような実態把握等を効果的に進めるため、合同会合において、有識者、関係業界からのヒアリングを積極的に実施することとする。
また、産業部門のうち自主行動計画の策定されている分野については、産業構造審議会・総合エネルギー調査会・中央環境審議会による「自主行動計画フォローアップ合同小委員会」ワーキンググループにおける関係業界ヒアリングへの参加を通じて、実態把握等を行う。

なお、3. のスケジュールに示すとおり、有識者、関係業界からのヒアリングについては、開催頻度が相当程度高くなることから、機動的かつ柔軟に開催するものとする。

3. 検討スケジュール

現時点で想定している今後の検討スケジュールは以下の通り（時期はそれぞれ目途）。

2006 年 11 月	11. 14 産構審環境部会地球環境小委員会・中環審地球環境部会合同会合（第 1 回） ●今後の検討の進め方について等
12 月	●ヒアリングの実施 ・例えば、部門ごと、ガス種ごとなどにきめ細かなヒアリングを実施。 ・取組の現状などの実態把握を行うとともに、対策・施策の強化や追加の可能性・アイデアを探る
2007 年 1 月	●自主行動計画フォローアップWG（7 回）のほか、その他各部門で 1～2 回程度実施（全体で 10 数回程度） ●現行対策・施策の進捗状況の定量的点検 ・ヒアリング、文献調査等を踏まえ現行対策・施策の進捗状況を定量的に把握 ・個別対策の 2010 年における削減見込みの定量的推計等 ・対策の強化や追加の必要な部門、分野等の洗い出し ・1 月～2 月までに数回、点検を実施
2 月 ～ 3 月	●計画の定量的評価等に係る中間的取りまとめに向けた検討 ・現行対策の進捗状況及び現行対策ケースにおける削減見込みの取りまとめ ・今後の対策・施策の追加・強化に向けた論点・可能性等の整理 ★計画の定量的評価等に係る中間的取りまとめ
3 月 ～ 夏	●対策・施策の見直しに係る検討 ・部門ごとに、必要な対策・施策の強化や追加を検討 ・当該強化・追加対策による削減効果の検証 ★目達計画の評価・見直しに係る中間報告 （中間報告のパブリックコメント）
夏 ～12 月	●対策・施策の見直しに係る検討等 ★目達計画の評価・見直しに係る最終報告 →パブリックコメント等を経て 2008 年 3 月を目途として新・目達計画を閣議決定